資料２

第 2 次精華町環境基本計画　改定方針および施策体系案について

1.　目次構成および改定の考え方

目次構成については、現行計画を引き継ぎます（太字箇所追加）。環境像やリーディングプロジェクトについては、今後の議論を踏まえ、改定していきます（斜体箇所）。

	目次構成
	第1章精華町環境基本計画とは
※本日提示 ※10年間の取り組みを追記	1-1　計画策定の趣旨 1-2　計画の役割と位置づけ 1-3　計画の期間 1-4　計画の対象範囲 1-5　取り組みの主体と役割 **1−6　10年間の取組および総括**
	第２章精華町がめざす環境の姿
※環境像については、現行のスタイルを維持しつつ、わかりやすい表現とする。 ※数値目標を追記 ※社会動向等を反映	2-1　環境像 2-2「環境像」を実現するための4つの「目標像」
	第3章目標達成のために取り組むこと
	3-1　体系別取り組み *3-1-1　「人・社会」が自然の恵みに感謝し、未来を育むまち～環境“幸”都* *3-1-2　「里山・田畑・歴史文化」を守り、継承するまち～環境“恒”都* *3-1-3　「資源・エネルギー」が健やかに巡るまち～環境“康”都* *3-1-4　環境で「生業（なりわい）」を目覚めさせ、起こすまち～環境“興”都* 3-2　リーディングプロジェクト
※今後、事業者ヒアリング、ワーキング等を通じて、精査を行う。 ※次回提示。	*3-2-1　精華３Ｃ（チャレンジ・クリーン・クロス）プロジェクト* *3-2-2　「今日あなたは(環境に良いことについて)何をしましたか」プロジェクト* *3-2-3　環境プラットホームの充実* *3-2-4　精華里地里山魅力発見プロジェクト* *3-2-5　パートナーシップ型資源・エネルギーの活用* *3-2-6　企業と地域が連携した実践活動の充実* *3-2-7　けいはんなエコシティプラン（精華町域）*
	第4章計画の推進方策
※時点修正を行う	4-1　推進方策 4-2　推進体制
	資料編
※データから見る精華町を資料編に追記	1　経過 2　精華町環境推進委員会委員名簿 **3　データから見る精華町**

2.　計画策定の趣旨

精華町は、木津川やため池・田畑など、水と緑豊かな水辺空間をはじめ、緩やかな丘陵地の樹林などの自然環境で形成されています。

わたしたちは、「京都議定書誕生の地・京都府」において、これら水と緑の織り成す恵み豊かな環境の下で、生活を営み、文化や歴史を育んできました。また、関西文化学術研究都市としての新しい町並み・景観とのバランスのとれたまちづくりに取り組んでいます。

また、精華町では、平成 23（2011）年２月に「精華町環境基本計画」を策定し、環境日記に代表される環境教育の取組や、精華町環境プラットホームや年次報告書などによるパートナーシップの取組、新クリーンセンターの稼働などに伴う取組など進めてまいりました。

しなしながら、人口減少社会やライフスタイルの変化等を背景に、里山の荒廃や遊休農地の増加や、食品ロスの問題、気候変動影響の顕在化による災害等の多発、海洋プラスチック問題など、身近な問題から地球規模の問題まで、環境に関する課題はますます深刻な状況となっています。

これらの課題を受け、国内外では、SDGs（持続可能な開発のための 2030 アジェンダ）やパリ協定が採択され、国では循環、気候変動への対応、生物多様性、環境教育について法整備が進んでいます。

さらに、環境・経済・社会の統合的向上や地域の特性に応じて資源を補完し支え合い、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の取組が提唱され、環境政策を進めるには、多分野と連携しながら、長期的な視点に立った総合的な施策展開が求められています。

現行計画が目標年次を迎えることから、引き続き、精華町の環境に関する状況や住民・事業者等の環境に対する意見などを把握したうえで、精華町の特性を生かし、環境の保全と環境資源を利用した地域活性化をめざした将来の目標を定めるとともに、その実現に向けた施策を効果的に進めるための指針を示し、多様な主体による取組の推進と次世代への精華町の環境の継承を推進することを目的に、「第 2 次精華町環境基本計画」を策定します。

3. 対象と位置づけについて

本計画は、精華町の特性を生かし、環境の保全と環境資源を利用した地域活性化をめざした将来の目標を定めるとともに、その実現に向けた施策を効果的に進めるための指針を示し、町の諸計画を環境面から支えるものと位置づけます。

この計画は国の「環境基本計画」や府の「京都府環境基本計画」、また、町の上位計画となる「精華町第５次総合計画（平成 25（2013）年３月策定)」と「精華町環境基本条例（平成 23（2011）年３月 31 日条例第 11 号)」に基づき策定し、町の関連計画との連携を図っています。

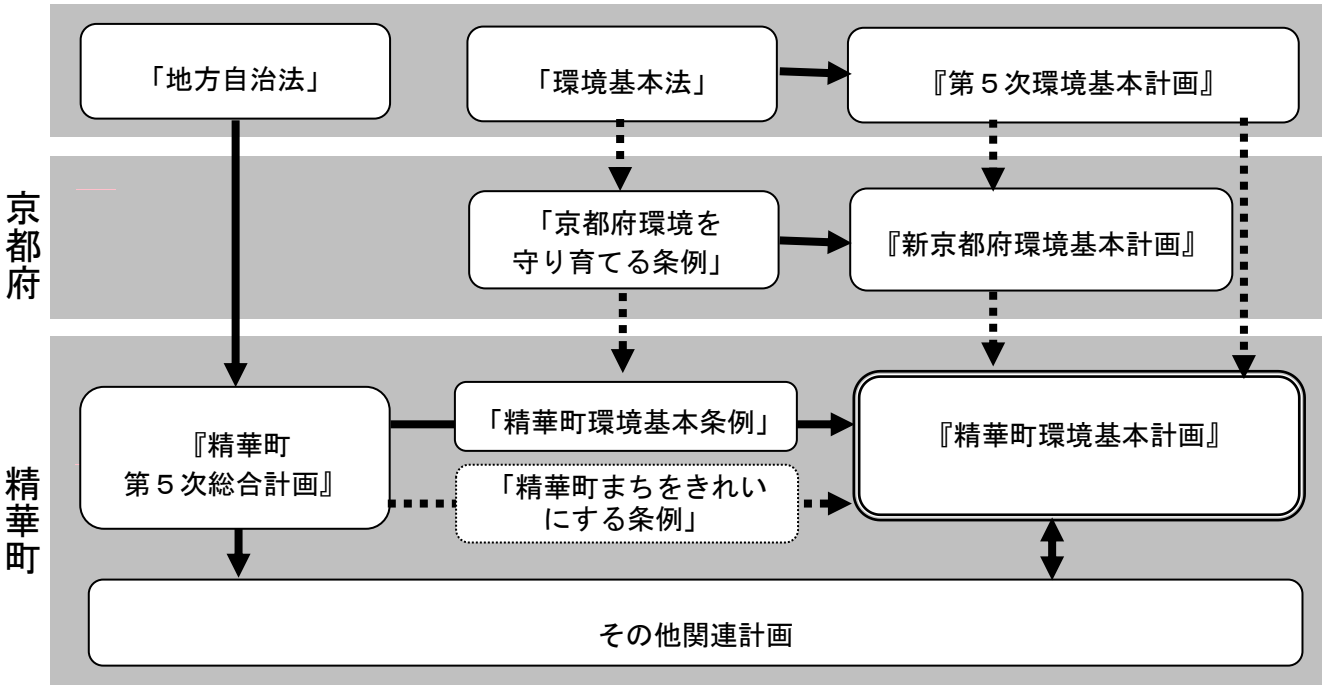

4. 計画期間

本計画も令和 32 年度（2050 年度）を見据えながら、令和 12 年度（2030 年度）を目標年度とした計画策定を行います。

なお、社会情勢などの変化に応じて計画を見直し、更新しています。

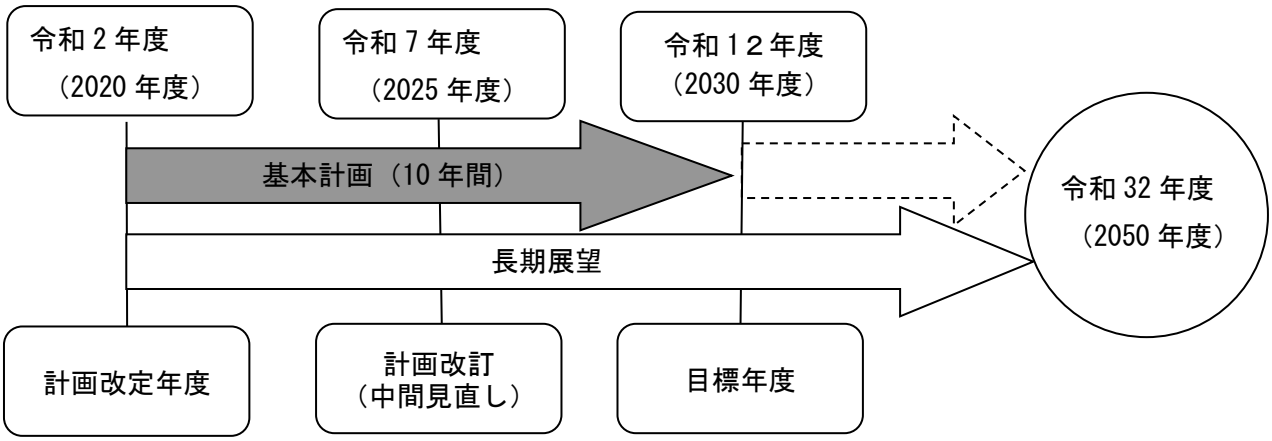

5.　計画の対象

●　対象地域

精華町全域を対象地域とします。

ただし、周辺地域や地球環境への影響を十分視野に入れつつ、町単独では解決が容易でない問題については、周辺自治体や府・国との連携を図り、その解決の役割を分担します。

●　環境の範囲

自然環境	森林、農地、水辺などの自然環境、生物多様性　など
生活環境	資源循環（ごみの減量化・再資源化、廃棄物処理)、美化　など
都市環境	大気、水、騒音・振動、悪臭、景観、交通など
地球環境	地球温暖化、再生可能エネルギー、省エネルギー、気候変動影響　など

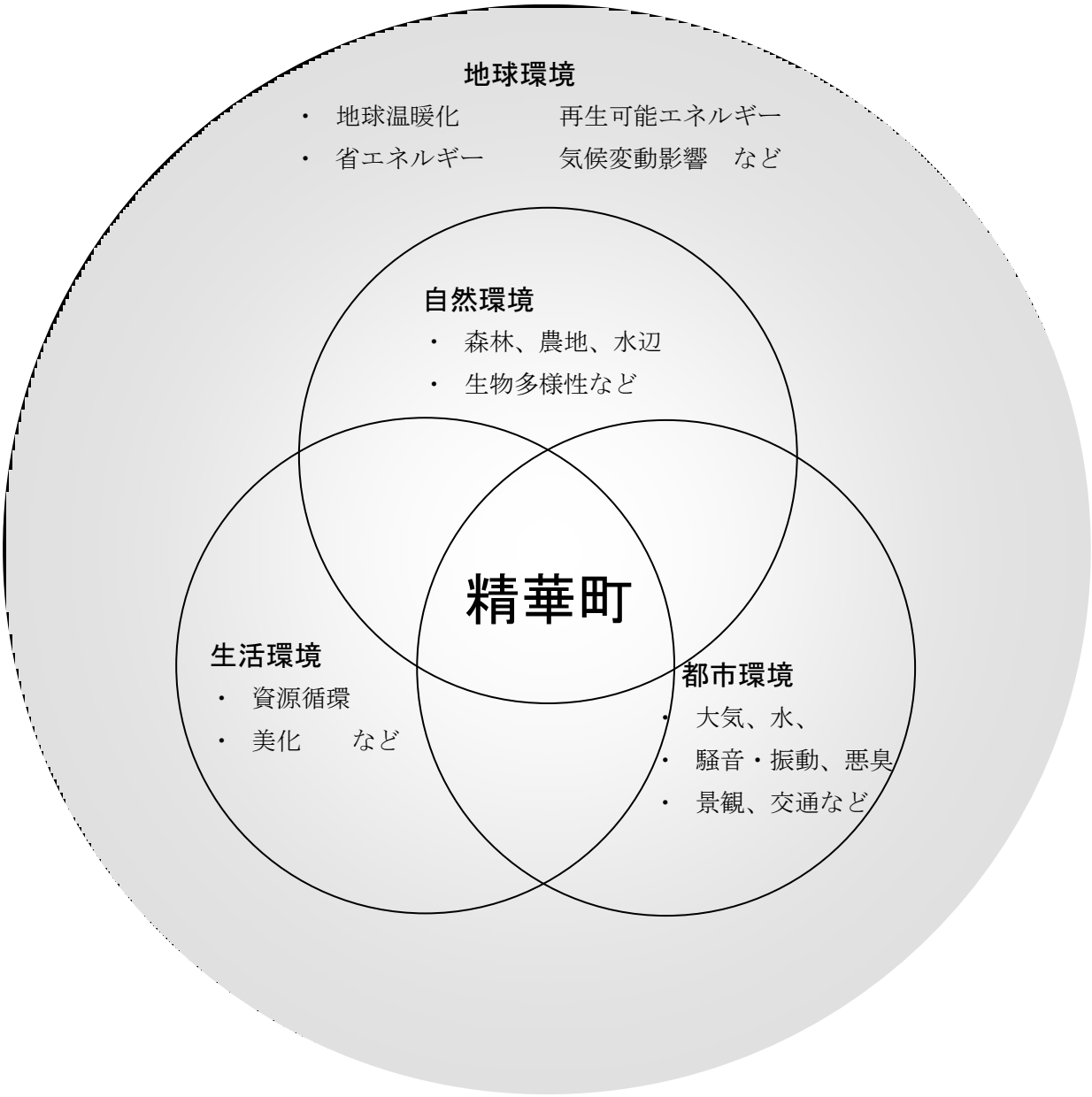

6.　取り組みの主体と役割

本計画の取り組みの主体は、住民、事業者、住民団体等及び行政とします。

● 住民

住民は良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み、計画の推進に参画し協力する役割を果たします。

ここでいう住民とは、精華町に在住、在勤、在学のすべての人をいいます。

● 事業者

環境への負荷軽減を自主的かつ積極的に進め、環境保全活動や環境保全に関する事業活動を推進す

ることなどにより、計画の推進に協力する役割を果たします。

ここでいう事業者とは、精華町で事業活動を行うすべての事業者をいいます。

● **住民団体等**

住民、事業者、行政とともに、地域での活動の重要な役割を果たすことにより、計画の推進に努め、協力する役割を果たします。

ここでいう住民団体等とは、住民などが行う自発的で法人格の有無に関わらず非営利の社会貢献活動を行う団体をいいます。

● **行政**

すべての施策事業を推進するに当たって、環境への影響に配慮し、計画の実現に取り組む役割を果たします。

ここでいう行政とは、精華町の行政に関わる組織、職員及び必要に応じて関連する自治体などとの情報提供や役割分担などの連携をいいます。

7. この 10 年間の取り組みおよび総括

(1) この 10 年間の取り組み

精華町においても、精華町環境基本計画に基づいて環境教育、パートナーシップ、循環などについての取組が進みました。

年度	国際社会	国・府	精華町
平成 22 年 (2010 年)	・「生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10)」(名古屋)開催	・「生物多様性保全活動促進法」（国） ・「新京都府環境基本計画」策定（府） ・「京都府地球温暖化対策条例」改正（府） ・「地球温暖化対策プラン」改定（府） ・けいはんなエコシテイ次世代エネルギー・社会システム実証プロジェクト（府ほか）	・「精華町環境基本計画等検討委員会」設置 ・「精華町環境基本計画」策定 ・「精華環境プラットホーム」開始 ・「精華町環境基本条例」制定
平成 23 年 (2011 年)	・東日本大震災（3.11）発生	・「再生可能エネルギー特別措置法」施行（国） ・「京都府地球温暖化対策推進計画」改定（府）	・「精華町まちをきれいにする条例」制定 ・「精華町環境推進委員会」設置 ・「第 1 回精華町環境シンポジウム」開催 ・「打ち水イベント」開始
平成 24 年 (2012 年)		・「第 4 次環境基本計画」策定（国） ・生物多様性国家戦略 2012-2020 閣議決定（国） ・「再生可能エネルギー特別措置法（FIT 法）」制定（国） ・「小型家電リサイクル法」制定（国） ・「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」制定（国） ・「京都府庁の省エネ・創エネ実行プラン」策（府）	・「環境報告書～精華町の環境」開始 ・「役場職員を対象とした環境研修会」開催 ・「精華町電気自動車導入補助金交付」開始 ・「精華町資源有効利用設備設置費補助金交付」開始
平成 25 年 (2013 年)		・「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」策定（国） ・「水銀に関する水俣条約」採択（国） ・「京都エコ・エネルギー戦略」策定（府）	・「精華町第 5 次総合計画」策定 ・「環境日記」開始 ・「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」実施 ・「精華町子ども祭り」にて「竹」体験コーナーへ参加 ・「精華町地下水保全要綱」制定
平成 26 年 (2014 年)	・RE100 発足	・「エネルギー基本計画」策定（国） ・「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律改正（国）	・「精華町ごみ減量化等検討委員会」設置 ・「使用済み小型家電のイベント回収」実施 ・「その他のリサイクルできる紙」を古紙回収補助対象に追加
平成 27 年 (2015 年)	・パリ協定採択(COP21) ・2030 アジェンダ（SDGs）採択	・「気候変動の影響への適応計画」策定（国） ・「建築物省エネ法」制定（国） ・「再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」制定（府） ・「府燃料電池自動車（ＦＣＶ）普及・水素インフラ整備ビジョン」策定（府） ・「京都府レッドデータブック」全面	・「精華町地球温暖化対策地域協議会」設置 ・「精華町マイボトル普及キャンペーン」実施

年度	国際社会	国・府	精華町
		改（府）	
平成 28 年 （2016 年）	・パリ協定発効 ・世界経済フォーラム（ダボス会議）にて海洋ごみに関する報告書を発表 ・電力の小売全面自由化	・「地球温暖化対策計画」策定（国） ・「SDGs 推進対策本部」立ち上げ（国） ・「京都府産業廃棄物の３Ｒ戦略プラン（府） ・「京都丹波高原国定公園」新規指定（府） ・「京都府森林環境税」創設（府）	・「精華町環境基本計画」中間見直し ・「精華町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備導入補助交付」開始 ・「環境日記精華町版」作成開始 ・役場入り口に「環境プラットホーム」情報棚を設置 ・「精華町ごみ処理基本計画」見直し
平成 29 年 （2017 年）		・「文化芸術振興基本法」改正（国） ・「再生可能エネルギー特別措置法（FIT 法）」改正（国）	・燃やすごみ組成調査実施 ・水銀使用廃製品の窓口回収実施
平成 30 年 （2018 年）	・IPP 総会にて「1.5℃特別報告書」公表 ・SDG s モデル都市初回選定	・「第 5 次環境基本計画」策定（国） ・「第 5 次エネルギー基本計画」策定（国） ・「気候変動適応法」制定（国） ・「気候変動適応計画」策定（国） ・「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定（国）」 ・「京都府生物多様性地域戦略」（府） ・「京都府生物多様性未来継承プラン」（府）	・新クリーンセンター「環境の森センター・きづがわ」稼働 ・フードドライブ実施
令和元年 （2019 年）	・G20 大阪サミット ・新型コロナウィルス感染拡大	・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定（国） ・「文化財保護法」改正（国） ・「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（森林環境税法）」制定（国） ・「森林環境譲与税」施行	・食品ロス削減キャンペーン実施
＜予定＞	・2021 年東京オリンピック・パラリンピック大会 ・2025 年大阪・関西万博	・新学習指導要領スタート（小学校 2020 年度～、中学校：2021 年度～、高等学校：2022 年度～） ・「森林環境税」施行（2024 年度～）	・第２次精華町環境基本計画策定（2020 年度）

精華環境プラットホーム・意見交換

精華環境プラットホーム・現場に出て確認

打ち水大作戦

環境シンポジウム

環境日記と表彰式

精華まなび体験教室（環境講座）

新クリーンセンター「環境の森センター・きづがわ」

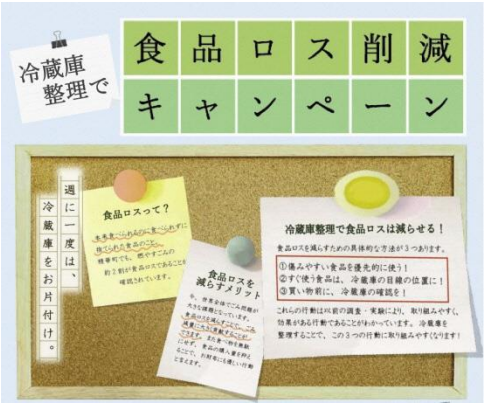

食品ロス削減キャンペーン

(2) 総括

目標像別に到達点および課題を示します。

目標像１　「人・社会」が自然の恵みに感謝し、未来を育むまち～環境“幸”都～

・精華町クリーンパートナー参加団体数・参加者数ともに増加し、また、地域の団体や子どもを対象とした取組などが進み、一定の成果が確認できることなどから、概ね順調に進捗している結果となっています。引き続き、次世代が明るい社会を創造できる取り組みが必要です。

・一方、環境活動（環境プラットホーム）に関する固定化や高齢化は課題であり、新たな世代や層の活動創出や関われるきっかけづくりが求められています。

・コロナウィルス感染拡大を契機とした新しい生活様式や事業スタイル、また、気候変動影響等については弱い部分から影響が出てくるという背景も踏まえ、また地域コミュニティのつながりに着目した取り組みなど、これまでの延長線ではない視点を組み込むチャンスの時期でもあります。。

・また、企業が立地している特徴を活かしきれておらず、事業者との協働・連携が課題となっています。SDGｓ、パリ協定等の世界の共通言語による環境に関する取り組みが経済界でも進展していることから、世界共通の目標に向けた取り組みが求められています。

目標像２　「里山・田畑・歴史文化」を守り、継承するまち～環境“恒”都～

・遊休荒廃農地の減少や農地の利用集積が増加し、里地の取組が進んでいます。環境美化活動や意識も順調に住民・事業者・子どもたちに浸透しつつあることなど、一定の成果が確認できることなどから、概ね順調に進捗している結果となっています。

・一方で、活動団体の高齢化が進む中、企業や大学・研究機関等との協働・連携など多様な主体の参画が求められています。

・里地（農地等）部分については一定の取組が進んでいますが、里山（森林等）については、森林環境譲与税の動きも踏まえ、取り組みを位置づけていく必要があります。

目標像３　「資源・エネルギー」が健やかに巡るまち～環境“康”都～

・この間、新クリーンセンターの稼働に伴う分別ルールの変更などの影響により１人当たりのごみ排出量は減少傾向にあるものの、リサイクル率も減少傾向となっています。

・温室効果ガスの削減に向けた取組も身近なことからできることについては一定取組が進んではいるものの、今後は事業者や庁内関係各課とのさらなる連携による更なる推進が必要です。

・この間取組みが進んだ、食品ロスや子ども食堂、健康関連事業との連携の促進が求められます。

・一方、気候変動の影響は顕在化しており、暑熱対策や豪雨等の災害対策、農作物への影響等、適応策を検討していく必要があります。

目標像４　環境で「生業（なりわい）」を目覚めさせ、起こすまち～環境“興”都～

・研究開発型誘致産業施設数・地元雇用者数ともに大きく増加しています。一方、環境分野においては住民・住民団体と企業との連携・協力については、進んでいない状況です。

・地域の農産物を活用した特産品開発や剪定枝の堆肥化など、多様な実施主体との連携による地域の資源を活用した取組は継続して実施されています。

・事業者の取り組みを後押しする、また連携方策について次の一歩が踏み出せる施策や取り組みが必要です。

8.　精華町がめざす環境の姿

●　環境像

これからの精華町では、少子高齢化を踏まえた、生活に必要な諸機能が近接した、地域経済が循環する持続可能なまちづくりが必要となっています。

環境像は、精華町の自然の豊かさや、関西文化学術研究都市が立地する都市基盤、昔から培われた、すべての住民の知恵や関西文化学術研究都市の先端科学技術などの全体が相乗効果のもとで最適なバランスを保つことができるまちをめざします。

これらの考えを、「環境の恵み」、「人」、「知恵と技術」が入り混じり相乗効果によって最適なバランスが保たれるまちが精華町であるとし、「環境交都・精華町」を精華町の環境像として表します。

「環境の恵み」「人」「知恵と技術」が交わるまち

～環境交都（こうと）・精華町～

環境像の考え方

・第１次計画において、「長期的」かつ「普遍的」な環境像を掲げていたことから、環境像については第２次計画においても、引き続き、変更せずに、同様の環境像を掲げるものとする。
・なお、前文については、「地域経済の循環（下線部分）」を追記。

・また、下記文章については、なくても意味が通じることからシンプルな文章とするため削除。

精華町がめざす環境像においても、コンパクトシティ※2の考え方を視野に入れた取り組みが必要です。このような状況を踏まえつつ、精華町では、以下の環境像を掲げてこれからのまちづくりを進めて行きます。

9.　計画の体系に関する考え方

①　目標像について

・　精華町らしさ（先進性、オリジナリティ等）は維持しつつ、市民・事業者の方にとってよりわかりやすい表現（短く、分野がわかるように）とする。一方、意図については、文章で表現する。
・　現在、定性的な目標のみであるが、精華町の目指す環境像や特徴を伸ばす目標として、可能なものについては数値目標についても設定する。

＜数値目標についての考え方＞

〇長期的に目指す方向性を示すもの

参考：2050 年に脱炭素表明自治体、総人口の半分達成（出典：朝日新聞より）

2050 年までに温室効果ガスである二酸化炭素（CO2）の排出を実質ゼロにすることを表明する自治体の総人口が、日本の総人口の約半分の 6500 万人を月内にも超える見通しになった。気象災害が増える中、政府より高い目標を掲げ、自治体レベルで脱炭素を目指す「草の根の動き」が加速している。
今月 22 日時点で京都府や大阪府、北海道、宮城県など計 102 自治体が表明し、それらの自治体の総人口は約 6465 万人となっている。

〇精華町らしさのある指標

・　学校給食への食材提供量から展開させた数値など

〇上位計画や関連計画等で定められているもの

・　1 人 1 日あたりのごみ排出量　など

②　施策体系について

項目や枠組みについては維持しながら、総括を踏まえ、以下の視点について、重点的に修正等を行う。

〇次世代への継承
〇地域コミュニティ（つながり）、地域経済循環
〇新しい世代の取りこみ
〇事業者との連携

また、以下の社会情勢等について追加を行う。

〇気候変動影響への適応
〇食品ロス
〇マイクロプラスチック
〇森林環境譲与税

● 計画の体系（素案）

現行計画		改定にあたっての考え方	第２次環境基本計画	
目標像	取り組み内容		目標像（素案）	取り組み内容（素案）
「人・社会」が自然の恵みに感謝し、未来を育むまち ～環境“幸”都～	(1)パートナーシップ※3による取り組みの推進 ①多様な主体が連携可能なしくみづくり ②環境情報の収集・提供 ③　各種主体の取り組み支援	・事業者とのパートナーシップに関する内容について強化を行う。 ・地域コミュニティ・歴史文化等にも触れる。	**【協働・環境教育】** **「人・社会・歴史文化」が未来を育むまち** ～環境“幸”都～	(1)パートナーシップ※3による取り組みの推進 ①多様な主体が連携可能なしくみづくり ②環境情報の収集・提供 ③各種主体の**発掘および**取り組み支援
	(2)環境学習の推進 ①環境学習機会の拡大と充実 ②実践活動に対する支援			(2)環境学習の推進 ①環境学習機会の拡大と充実 ②実践活動に対する支援 **③歴史文化・地域コミュニティとの連携促進**
「里山・田畑・歴史文化」を守り、継承するまち ～環境“恒”都～	(1)里地里山の保全と継承 ①生物多様性の保全と多様な環境とのふれあい促進 ②多様な主体による里地里山管理の推進	・里山については、「森林環境譲与税」に関する内容について追記を行う。	**【生物多様性・安全】** **「里山・田畑・生活環境」を継承するまち～環境“恒”都～**	(1)里地里山の保全と継承 ①生物多様性の保全と多様な環境とのふれあい促進 ②多様な主体による里地里山管理の推進
	(2)安全・安心な環境の確保 ①環境監視・観測体制の充実 ②公害対策の推進			(2)安全・安心な環境の確保 ①環境監視・観測体制の充実 ②公害対策の推進
	(3)環境美化活動の推進 ①不法投棄、ポイ捨て、ペットのふん放置の防止推進 ②住民意識の啓発活動の推進			(3)環境美化活動の推進 ①不法投棄、ポイ捨て、ペットのふん放置の防止推進 ②住民意識の啓発活動の推進
	(4)美しい景観の充実 ①あき地、休耕地等の適正管理 ②緑化の推進			(4)美しい景観の充実 ①あき地、休耕地等の適正管理 ②緑化の推進
「資源・エネルギー」が健やかに巡るまち ～環境“康”都～	(1)温室効果ガスの削減 ①省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギーの普及 ③環境に配慮したライフスタイル※1と事業活動の啓発	・地球温暖化防止策とともに、気候変動への適応についても記載する。 ・食品ロスやマイクロプラスチックなどの新たな課題への対応についても記載する。	**【資源・気候変動】** **「資源・エネルギー」が巡るまち** ～環境“康”都～	**(1)地球温暖化防止の推進と気候変動影響への適応** ①省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギーの普及 ③環境に配慮したライフスタイル※1と事業活動の啓発 **④気候変動への適応**
	(2)循環型社会の構築 ①ごみを出さないライフスタイル※1の啓発 ②再生利用・リサイクル・適正処理の推進			(2)循環型社会の構築 ①ごみを出さないライフスタイル※1の啓発 ②再生利用・リサイクル・適正処理の推進 **③新たな課題（食品ロス・マイクロプラスチック）への対応**
	(3)環境に配慮した交通手段の充実 ①公共交通の利用促進 ②環境負荷の少ない交通の充実			(3)環境に配慮した交通手段の充実 ①公共交通の利用促進 ②環境負荷の少ない交通の充実
環境で「生業（なりわい）」を目覚めさせ、起こすまち ～環境“興”都～	(1)環境と産業及び研究機関の連携 ①資源循環型産業との連携・育成の可能性検討	・町で主体的に出来ることに限りがあることから、項目を整理。 ・地域事業者の取り組みの促進を位置づけ	**【経済循環・創出】** **環境・経済の循環が興るまち** ～環境“興”都～	**(1)関係機関との連携および事業者の取り組み促進** **①環境関連産業との連携・育成の促進** **②地域資源を活用した新ビジネス創出の促進** **③地域事業者の取り組みの情報収集・発信**
	(2)環境と既存産業の融合 ①地域資源を活用したエコビジネス※4の可能性検討			

10. リーディングプランについて

以下の総括を踏まえつつ、今後、事業者ヒアリングやワーキング等を経て検討していく。検討していくにあたっての考え方を下記に示します。

【改定にあたっての考え方】

〇精華町として、特に取り組んでいくべき項目について絞り込みを行っていく。

〇町や町民、事業者の方と連携して主体的に取り組める項目とする。

〇現在、抱えている課題解決に向けた取り組みとする。

（例：環境プラットホームの充実、新しい世代取り組みのためにすべきことなど）

参考：昨年度総括

リーディングプロジェクト	昨年度時点の総括
精華３Ｃ（チャレンジ・クリーン・クロス）プロジェクト	取組が着実に進んでいますが、平成 28（2016）年に「精華町ごみ処理基本計画」を見直し、令和８（2026）年に平成 27（2015）年と比べて 1 人 1 日あたり、ごみ総排出量で約 2.6%削減（20g/人・日減量）の目標達成には至っておらず、今後も取組を継続する必要があります。
今日あなたは（環境に良いことについて）何をしましたか」プロジェクト	子どもたちを対象とした環境学習・環境教育に関する取組が着実に進みました。今後は企業との連携や、家族や大人を対象とした取組について検討する必要があります。
環境プラットホームの充実	庁内体制の充実や情報交換の場の定着に関する取組が進みました。今後は、町として分野横断的に環境を切り口に、経済・社会の課題も同時に解決を図る施策や取組を展開していく必要があります。
精華里地里山魅力発見プロジェクト	農地に関する取組は着実に進んでいます。今後は、庁内の里山の状況について、まずは、森林環境税などを活用し把握・整理するとともに、今後の方向性について確認・検討する必要があります。
パートナーシップ型資源・エネルギーの活用	ごみの発生抑制、ごみの再資源化について取組が着実に進んでいますが、平成 28（2016）年に「精華町ごみ処理基本計画」を見直し、令和８（2026）年に平成 27（2015）年と比べて資源化率を約３％向上（19.6g/人・日）の目標達成には至っておらず、今後も取組を継続する必要があります。
企業と地域が連携した実践活動の充実	今後は、町として分野横断的に環境を切り口に、経済・社会の課題も同時に解決を図る施策や社会の脱炭素化に向けた取組を企業と地域が連携して展開していく必要があります。
けいはんなエコシティプラン（精華町域）	今後も引き続き、国や府の動向を注視し、持続可能な社会の実現に向けた取組を府や関西文化学術研究都市推進機構と連携して展開していく必要があります。